

国海員第 1 7 5 号

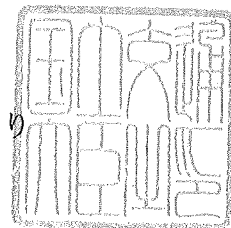
平成 2 6 年 9 月 2 5 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣臨時代理

国 務 大 臣 松 島 み どり



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 2 0 6 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
乾汽船株式会社	東京都中央区勝どき一丁目13番6号	1
有限会社八幸マリン	大阪府茨木市大字粟生岩阪493番地	1